

海洋活動 日帰り学校団体の利用について

焼津青少年の家

令和 2 年度以降の海洋活動日帰り利用の予約について、以下のとおりお知らせします。

御理解と御協力をお願いいたします。

学校行事等の利用については、電話による予約を 1 年前 の同月初日（当所の休所日、土日祝日を除く）の午前 8 時 30 分から受付けしておりますが、令和 2 年度の海洋活動日帰り利用については、下記のとおりとなります。

記

1 受付開始日について

	令和元年度利用まで	令和 2 年度利用から
宿泊団体	1 年前	1 年前
日帰り団体	1 年前	<u>11 か月前</u>

2 日帰り利用日の限定について

原則休所日の翌日午前とします。

ただし、それ以外の日を希望する場合は、焼津青少年の家と協議の上決定します。

休所日の翌日に入所する宿泊団体は、午前に海洋活動を計画しないことがほとんどです。よって、休所日の翌日の午前を日帰り利用団体向けとします。

3 日帰り団体の使用可能艇数について

上記 2 により予約した場合においても、宿泊団体の活動を優先することとし、先に予約した宿泊団体の使用見込み艇数の残りを日帰り団体が使用可能とします。

御不明な点は、焼津青少年の家まで御連絡をお願いいたします。